

令和3年1月22日

農林水産省委託事業「Go To Eat キャンペーン食事券事業」

事業期間の延長について

<北海道商工会議所連合会>

飲食店・生産者支援の継続を表明した政府方針を受け、本キャンペーン期間を延長することと致しましたので、お知らせします。

記

1. 食事券販売期限の延長 (当初の期限 令和3年1月29日(金)まで)

販売再開後から「61日間」延長

①当初、令和3年1月29日(金)までとしていた食事券の販売期限を販売再開後から61日間延長します。(但し、最大延長期間は5月20日まで)

②道内では、令和2年11月30日から販売を停止しており、政府方針に基づき、当初の販売期限1月29日までの販売停止期間61日を加算。

※現在の販売再開予定は2月8日(月)のため、これを当てはめると想定される販売延長期間は「2月8日(月)～4月9日(金)」となります。

③変更後の食事券販売期限については、販売再開後、あらためてホームページでお知らせします。

※すでにホームページにてお知らせしていますが、販売再開後はこれまでの購入限度を変更します。(当初の上限 1回の購入につき1人1冊まで)

変更後 1回の購入につき1人2冊まで

2. 食事券有効期限の延長 (当初の期限 令和3年3月31日(水)まで有効)

変更後 令和3年6月30日(水)まで有効

①有効期限は、国が認める最大期間(6月末迄)としました。

②食事券には当初の有効期限「令和3年3月31日(水)まで」が表記されておりますが、6月末まで利用できます。

③有効期限延長に伴う再発行(刷り直し)等を行いません。(そのまま利用できます)

3. 掲示物（ポスター等）

- ① 食事券販売店・登録飲食店に掲示されているポスター・ステッカーには、当初の販売期間・有効期間が表示されているため、変更後の期限に訂正したポスター類を改めて送付する予定です。
- ② 訂正版ポスター類の送付には1ヶ月程度の時間を要します。（準備が整い次第、送付します）
- ③ 食事券販売店・登録飲食店に現行期限が表示されたポスター等が掲示されている場合でも、実際の販売期限・有効期限は延長されますのでご安心下さい。

新型コロナウイルス感染状況により、今後も変更が生じた場合にはホームページ等でお知らせして参ります。引き続き、ご協力をお願い申し上げます。